

## 令和元年度政策評価・施策評価の概要について

### 1 政策評価・施策評価の趣旨

行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）第13条の規定に基づき、平成30年度に実施した「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に係る政策・施策及び事業について、政策評価・施策評価を実施するもの。

評価結果については、知事部局において各実施機関の評価結果を合わせて評価書に取りまとめ、政策・財政会議での審議を経て、9月県議会において報告されることとなる。

### 2 政策評価・施策評価の方法について

評価に当たっては、各担当課室において、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（発展期）」に掲載されている事業の評価を行い、事業評価の結果や目標指標の達成状況等を踏まえて政策・施策の自己評価を行った。また、政策評価・施策評価の客観性を確保するため、評価原案について、宮城県行政評価委員会の意見を聴取し、その意見を最終的な評価結果に反映している。

### 3 政策評価・施策評価の結果について

#### (1) 宮城の将来ビジョン

| 番号 | 政策名                 | 最終評価    | 番号 | 施策名                        | 最終評価    |
|----|---------------------|---------|----|----------------------------|---------|
| 6  | 子どもを生き育てやすい環境づくり    | —       | 14 | 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成    | やや遅れている |
| 7  | 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり | やや遅れている | 15 | 着実な学力向上と希望する進路の実現          | やや遅れている |
|    |                     |         | 16 | 豊かな心と健やかな体の育成              | やや遅れている |
|    |                     |         | 17 | 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり | 概ね順調    |
| 8  | 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築  | —       | 23 | 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興     | 概ね順調    |

#### (2) 宮城県震災復興計画

| 番号 | 政策名            | 最終評価 | 番号 | 施策名               | 最終評価 |
|----|----------------|------|----|-------------------|------|
| 6  | 安心して学べる教育環境の確保 | 概ね順調 | 1  | 安全・安心な学校教育の確保     | 概ね順調 |
|    |                |      | 2  | 家庭・地域の教育力の再構築     | 概ね順調 |
|    |                |      | 3  | 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実 | 順調   |

#### 4 「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」の今後の推進に当たって

本県教育施策の推進に当たっては、「第2期宮城県教育振興基本計画」に基づき、「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」との一体性に配慮しながら、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、教育施策を展開していく。

特に、政策評価・施策評価の結果を踏まえ、「確かな学力の育成」や「体力・運動能力の向上」、「いじめ・不登校等への対応」などに重点的に取り組むとともに、現状と課題を分析し、目標指標等の達成に向けて、より効果的な取組を一層推進する。また、「宮城県震災復興計画」の発展期（H30～R2年度）における本県教育の更なる発展に向けて、10年目を迎える「志教育」の一層の推進に取り組むとともに、グローバル人材及び産業人材など、宮城の将来を担う人材の育成を図っていく。

#### 【評価の判定区分及び判定基準等について】

##### （1）政策評価の判定区分及び判定基準

政策を構成する施策の必要性、有効性、効率性を考慮し、施策の成果等から見て、次のとおり判断されるもの。

- 順調：政策の成果が十分にあり、進捗状況が順調であると判断されるもの。
- 概ね順調：政策の成果がある程度あり、進捗状況が概ね順調であると判断されるもの。
- やや遅れている：政策の成果があまりなく、進捗状況がやや遅れていると判断されるもの。
- 遅れている：政策の成果がなく、進捗状況が遅れていると判断されるもの。

##### （2）施策評価の判定区分及び判定基準

施策を構成する事業の必要性、有効性、効率性を考慮し、目標指標等の達成状況、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、次のとおり判断されるもの。

- 順調：施策の成果が十分にあり、進捗状況が順調であると判断されるもの。
- 概ね順調：施策の成果がある程度あり、進捗状況が概ね順調であると判断されるもの。
- やや遅れている：施策の成果があまりなく、進捗状況がやや遅れていると判断されるもの。
- 遅れている：施策の成果がなく、進捗状況が遅れていると判断されるもの。

##### （3）目標指標等の達成度判定

- A：目標値を達成している。
- B：目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満。
- C：目標値を達成しておらず、達成率が80%未満。
- N：実績値が把握できない等の理由で、判定できない。

##### （4）県の自己評価に対する行政評価委員会の判定区分

###### ①政策・施策の成果

- 適切：県の自己評価について、評価の理由が十分であり、「政策・施策の成果」の評価は妥当であると判断されるもの。
- 概ね適切：県の自己評価について、評価の理由に一部不十分な点が見られるものの、「政策・施策の成果」の評価は妥当であると判断されるもの。
- 要検討：県の自己評価について、評価の理由が不十分で、「政策・施策の成果」の評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断されるもの。

###### ②政策・施策を推進する上での課題と対応方針

- 意見あり：県が自己評価で示した「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」について、意見が付されたもの。